

プログラミング・エキスパート育成事業
専門高校 AI 教育支援業務委託 仕様書

1 件名

プログラミング・エキスパート育成事業専門高校 AI 教育支援業務

2 業務の目的

専門高校において、AI に関する学習内容（以下、AI 教育という。）を導入することで、次世代の AI 分野で活躍する人材を育成し、地域および社会の発展に寄与することを目的とする。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務の目標

専門高校 2 校で実施している授業に AI 教育を導入し現地指導等を行うことで、より社会のニーズにあった実践的な授業が展開できるようにする。

また、現地指導等とおして、AI を活用したシステム開発や高度なデータ分析をする資質・能力を育成し、社会や地域の課題解決を目指すとともに、全国規模のコンテスト等に上位入賞することを目指す。

(1) 導入校（学科）

- ・県立 IT 未来高等学校（IT 科）
- ・県立つくばサイエンス高等学校（科学技術科）

(2) 上位入賞を目指すコンテストの例

- ・アプリ甲子園（AI 開発部門）
- ・中高生情報学コンテスト
- ・日本学生科学賞
- ・全国高等学校 AI アスリート選手権大会「シンギュラリティバトルクエスト」
- ・デジタル学園祭「全国情報教育コンテスト」 等

5 業務の内容

「4 業務の目標」を達成するために、受託者は以下の業務を実施する。

(1) プロジェクト・マネジメント

- ・本業務の企画・運営等を主で行うものとして、AI 教育に知見があるものを「プロジェクト・マネージャー」として設置する。
- ・プロジェクト・マネージャーは、委託者および導入校と連携を図り、本業務全体の企画・提案および進行管理を行う。
- ・本業務の成果を適宜検証し、委託者に報告するとともに、改善策を提案する。

(2) AI 教育導入計画の作成

- ・受託者は委託者および導入校 2 校と協議の上、両校に適した AI 教育導入計画を作成する。

(3) 現地指導の実施

- ・受託者は、各導入校に年間 10 回以上（2 校合わせて 20 回以上）AI に関する専門家を派遣

し、現地指導を実施する。

- ・指導内容は、委託者および導入校と協議の上決定する。
- ・現地指導 1 回あたりの時間数は、4 時間程度とし、実施する日程や時間は、受託者と導入校で調整する。

- ・導入する授業（想定）：

ア 県立 IT 未来高校（IT 科）

- ・3 年間で卒業する生徒（3 修生）：「情報実習」（2 年次）、「課題研究」（3 年次）
- ・4 年間で卒業する生徒（4 修生）：「情報実習」（3 年次）

イ 県立つくばサイエンス高校（科学技術科）

- ・「課題研究」（2 年次）または、「実習」（2 年次・3 年次）

※詳細は、委託者および導入校と協議の上、決定する。

（4）オンライン指導について

- ・現地指導を補填するために、必要に応じてオンラインによる指導を適宜実施する。
- ・実施の有無や回数、内容、時間については、受託者と導入校で協議の上、決定する。

（5）開発環境の提供

- ・現地指導に必要な開発環境（ソフトウェア、クラウドサービス等）を整備し、学校に提供する。
- ・開発環境の提供に係る費用は、原則として受託者が負担する。

（6）会議の開催

- ・原則として、委託者と受託者による定例会議を毎月 1 回開催する。また、業務の進行状況により必要に応じて適宜開催する。
- ・会議終了後、速やかに議事録を作成し、委託者に提出する。

6 業務スケジュール（予定）

4 月 業務実施計画の策定

AI 教育導入計画の作成

5 月～2 月

現地指導の開始

開発環境の提供

3 月 事業実績報告

7 事業全般に関わる要件

（1）業務実施計画

契約締結後速やかに委託業務実施計画書を提出し、委託者の承諾を得るものとする。

（2）業務の運営

委託者と緊密に連絡を取り、業務の進捗に支障がないようにする。

（3）業務改善

委託者からの業務改善の指摘があった場合は速やかに対応し、改善対策方法を報告しなければならない。

（4）連絡体制等

業務内容に疑義が生じた場合は速やかに委託者に報告し、指示を受けなければならない。

(5) 秘密の保持

委託者から提供された個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 必要な人員

必要な人員を受託者の責任で確保し、再委託を行う場合は委託者の承諾を得る。

(7) その他

本仕様書に示されていない事項については、委託者と協議の上で決定する。

8 成果物

以下の成果物を速やかに納品する。（「委託業務実績報告書」以外の様式は任意）

- ・業務実施計画書（契約締結後）
- ・議事録（会議実施後）
- ・AI 教育導入計画（作成後）
- ・使用教材および配布資料等（現地指導実施前）
- ・現地指導の実施報告書（現地指導実施後）
- ・委託業務実績報告書（業務完了後）【契約書別記様式】

9 その他

- ・本業務に関する著作権等の知的財産権は、委託者に帰属するものとする。
- ・本仕様書に基づく業務の詳細については、委託者と受託者が協議の上で決定する。